

地方独立行政法人長野市民病院の財務諸表の確認方針

平成 29 年 2 月 23 日

地方独立行政法人長野市民病院評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成15 年法律第118号。以下「法」という。）第34条第3項に基づき、地方独立行政法人長野市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人長野市民病院（以下「法人」という。）の財務諸表の承認に係る意見を述べるに当たっては、この方針に基づき財務諸表の確認を行うものとする。

1 基本的事項

財務諸表は、市民その他の利害関係者に法人の財政状態、経営成績等を適正なものとして示される必要があるが、監事の監査対象にもなっていることから、評価委員会における確認は、合規性及び主要な計数等の表示内容について実施するものとする。

2 財務諸表の確認事項

(1) 提出書類

ア 財務諸表

書 類		根 拠
(A)	貸借対照表	法第 34 条 第 1 項
(B)	損益計算書	
(C)	利益の処分又は損失の処理に関する書類	
(D)	キャッシュ・フロー計算書	規則第 9 条 (※ 1)
(E)	行政サービス実施コスト計算書	
(F)	附属明細書 a 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費並びに減損損失の明細 b たな卸資産の明細 c 有価証券の明細 d 長期貸付金の明細 e 長期借入金の明細 f 移行前地方債償還債務の明細 g 引当金の明細 h 資産除去債務の明細 i 保証債務の明細 j 資本金及び資本剰余金の明細 k 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 l 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細 m 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 n 地方公共団体等からの財源措置の明細 o 役員及び職員の給与の明細 p 開示すべきセグメント情報 q 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	法第 34 条 第 1 項 及び 会計基準 (※ 2)

※ 1 地方独立行政法人長野市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

※ 2 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解

イ 添付書類

書 類		根拠
(A)	事業報告書	法第 34 条第 2 項
(B)	決算報告書	
(C)	監事の意見 (財務諸表と決算報告書に関する意見)	

(2) 確認事項

項 目	確認事項	内 容	事務局の確認
提出書類	提出期限の遵守 (法第 34 条第 1 項)	財務諸表及び添付書類の当該事業年度の終了後 3 月以内の提出	6 月 30 日に提出
	すべての必要な書類の提出 (法第 34 条第 1 項) (規則第 9 条) (会計基準)	財務諸表及び添付書類	すべて提出済み
財務諸表の整合	事業年度の整合 (法第 32 条第 1 項)	毎年 4 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで	事業年度 H28 年 4 月 1 日から H29 年 3 月 31 日まで
	会計基準との整合 (法第 33 条)	重要な会計方針、表示科目、注記等の遺漏の確認	遺漏はなし
		合計等の基本的な計数の整合	整合がとれている
		主要表と附属明細書など書類相互間の整合	整合がとれている
監事の意見	意見書 (法第 34 条第 2 項)	財務諸表の承認にあたり考慮すべき監事の意見の確認	特になし
	(法第 13 条第 5 項)	監事の設立団体の長への意見提出	意見書の提出はなし
その他	中期計画との整合	短期借入金の限度超過の有無	短期借入金なし